

目黒区

児童発達支援にて給食の提供を受けている児童の保護者のかたへお知らせ

児童発達支援の給食費の助成をします(令和6年4月給食提供分～)

- 対象は、児童発達支援を利用し、給食費が発生した全児童
- 給食費(自己負担額)を全額助成
 - 令和6年1月給食提供分から助成対象が全児童に拡大されました。
 - 給食は、各事業所の調理室を使用して、各事業所が自ら調理し、提供したものに限りです。
(おやつ代や療育の一環で作った食事等は対象外。支援のたびに提供される主たる食事が対象。)
 - キャンセル料も助成対象に含みます。
(契約書または重要事項説明書でキャンセルした場合の取扱いが記載されている場合に限る。)
 - 保護者が事業所に給食費を支払っていない場合には、保護者からの申請は必要ありません。
給食費の自己負担額やお支払いについて、ご不明な場合は、事業所にご確認ください。
- 下記書類を郵送またはご持参にてご提出ください。

※電子申請については準備が出来次第、お知らせいたします。

	申請書類	備考
1	児童発達支援給食費助成申請書 (押印は不要)	書式はすべて目黒区ウェブサイトからダウンロードできます。
2	給食費の支払いを証する書類 (押印は不要)	<u>領収書等の給食費を事業所へ支払ったことを証する書類</u> 口座振替等で領収書がない場合や給食費の自己負担額の内訳が不明な場合は、事業所宛てに別紙「給食費支払い確認書類」の作成をご依頼ください。 内容について疑義がある場合は、区から事業所に確認いたします。

- 令和6年4月から9月給食提供分の申請期間は、
令和6年11月1日(金)から令和7年1月31日(金)まで
 - 原則半年ごとに申請受付します。例年4月、10月にお知らせする予定です。
例) 令和6年4月から9月に提供を受けた分の給食費
→令和6年11月から令和7年1月に申請、2月頃 ご指定の口座へ入金
令和6年10月から令和7年3月に提供を受けた分の給食費
→令和7年5月から7月に申請、8月頃 ご指定の口座へ入金

【担当・申請書送付先】

〒153-8573 目黒区上目黒 2-19-15
目黒区 健康福祉部 障害施策推進課 障害福祉給付係
児童発達給食費助成担当 TEL:03-5722-9254



区ウェブサイトQRコード
申請書式はこちらから
ダウンロードできます。
(QRコードは株式会社デンソー
ウェブの登録商標です。)